

家庭ごみ収集カレンダー 令和8年4月～令和9年3月

〔該当町会〕 君田町・村上町・上羽田町・下羽田町・高橋町・新吉水町南・新吉水町北

(No.2 月木・火)

種 類	燃えるごみ	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ
収集曜日	月・木曜日	火曜日※日によって出す品目が変わります。
収集場所	燃えるごみのステーション	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみのステーション
備 考	○ <u>祝日</u>（振替休日含む）は、お休みです。 ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 7/20(月)、9/21(月)、10/12(月) 11/23(月)、1/11(月) ○ 年末は <u>12/28(月)</u> まで、年始は <u>1/4(月)</u> からです。	○ <u>祝日</u>（振替休日含む）は、お休みです。 ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 8/11(火)、11/3(火) ○ 下表の出す品目と出す日をよくご確認ください。

【ごみの受け入れについて】

居住地域により搬入場所が異なります。

【佐野地域】みかもクリーンセンター（町谷町 206-13）

【田沼地域・葛生地域】葛生清掃センター（あくと町 3360）

○ 祝日（振替休日含む）は、お休みです。

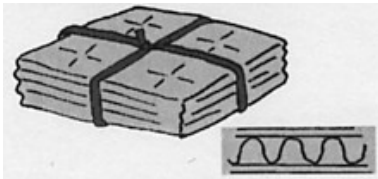
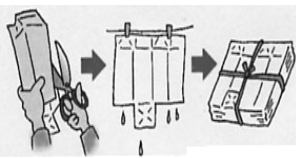
ただし、次の祝日等のみ受け入れを行います。

5/6(水)、7/20(月)、8/11(火)、9/21(月)

10/12(月)、11/3(火)、11/23(月)、1/11(月)

○ 年末は、12/30(水) まで、年始は、1/4(月) からです。

- ☆ 決められた日(収集当日)の**午前8時まで**に、決められた収集場所に出してください。収集日以外に出されたもの、収集が終わったあとに出されたものについては収集しません。
- ☆ 袋にて排出するものは、品目ごとに2袋までです。 ※「落ち葉、枯草、庭の刈り込みで出たもの」は、燃えるごみ(2袋まで)のほかに2袋まで出すことができます。
- ☆ 分別方法や注意することについては、「ごみ分別の手引き(令和3年4月版)」でご確認ください。下記品目の○数字は、「ごみ分別の手引き」中の分別辞典の品目番号と同一です。

品		目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
④ ダンボール	⑥ 衣類 指定袋(大・中・小)	⑪ 燃えないごみ 指定袋(中・小)	➡											
			14 (火)	19 (火)	16 (火)	14 (火)	11 (火)	8 (火)	13 (火)	10 (火)	8 (火)	5 (火)	2 (火)	9 (火)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)	⑩ 空きビン 指定袋(中・小)	➡											
			21 (火)	26 (火)	23 (火)	21 (火)	18 (火)	15 (火)	20 (火)	17 (火)	15 (火)	12 (火)	9 (火)	16 (火)
③ 新聞紙・新聞に入っ ている折り込みチラシ ※折り込みチラシのみでは 出せません。	⑤ 紙パック	⑦ 白色の食品トレイ 指定袋(大・中・小)	➡											
			28 (火)	—	2 (火) 30 (火)	28 (火)	25 (火)	29 (火)	27 (火)	24 (火)	22 (火)	19 (火)	16 (火)	23 (火)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)	⑨ 空きカン 指定袋(大・中・小)	➡											
			7 (火)	12 (火)	9 (火)	7 (火)	4 (火)	1 (火)	6 (火)	3 (火)	1 (火) 29 (火)	26 (火)	—	2 (火) 30 (火)